

令和 2 年 (2020 年) 3 月 30 日

青果部関係団体各位

札幌市中央卸売市場
市場長 片貝 太

新型コロナウイルス感染防止に係る取引方法の変更等について

平素より、当市の市場行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当市場の新型コロナウイルス感染防止対策については、これまでに周知文書等による場内事業者の皆様への注意喚起や水産物部、青果部の取引方法の変更（せり取引を入札又は相対取引へ変更）などの対策を講じてきたところです。

本市の感染状況は、新たな患者が発生しているものの、爆発的な感染拡大は抑えられている状況となっており、本市の感染症対策本部会議において、国の専門家会議の提言等を踏まえて、感染リスクを下げる予防策を徹底したうえで、リスクの低い活動の再開に向けた検討を行うよう指示があったところです。

つきましては、上記の状況を踏まえて、感染リスクを下げる手立てを徹底したうえで、青果部の取引方法の一部を下記のとおり変更することといたします。

青果部市場関係団体の皆様におかれましては、諸般ご賢察のうえ、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 取引方法の変更について

令和 2 年 3 月 6 日（木）より実施している取引方法の変更に伴い相対取引で行われている「果実固定せり」について、せり取引を再開する。

※取引関係者から感染者が発生した場合や今後の感染状況によっては、せり取引を中心し、相対取引に戻すこととします。

2 取引方法の変更期間について

上記取引方法の変更は、4 月 2 日（木）から実施

※今後は、感染状況等を注視しながら、段階的にせり取引を再開することとする。

3 せり取引の一部再開にあたっての遵守事項

国の専門家会議が指摘している 3 つの条件である、「換気の悪い密閉空間」、「人が密集している」、「近距離での会話や発生が行われている場所」を回避する下記の対策をしたうえで、せり取引を再開する。

- (1) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者等は卸売場に入場する場合は、帽子及び標識、マスクもしくはマスクに準ずるもの（タオル等）を着用する。守られない場合は、卸売場に入場することはできないものとする。（各団体に周知徹底を依頼済み）
- (2) せりに参加しない者は、せりが終了するまで、その集団から離れた場所にいる。
- (3) せりに参加する者は、密集状態にならないよう一定の距離を保つこと。
- (4) せり終了後に、売買参加者登録番号等を記入する場合も、なるべく密集状態を作らないとともに近距離で会話をしない。

4 その他遵守事項等

- (1) 市場内では、マスクもしくはマスクに準ずるもの（タオル等）を着用し、咳エチケット、手洗い、消毒にご協力をお願いします。
- (2) 食品の汚染防止のため、素手で直に生鮮食料品に触れないようお願いします。
- (3) 店舗等での試食については、慎重に判断していただき、提供される場合は、衛生上の細心の注意を払ってください。
- (4) 発熱、せきなどの症状がある方は、入場させず、休ませるなどの対応をお願いいたします。
- (5) 根拠が曖昧で不確実な情報に惑わされないようお願いいたします。なお、市場内の感染事例については、3月30日（月）時点で、保健所等からの報告もなく、開設者は確認をしておりません。

【本件に関する問い合わせ先】

札幌市中央卸売市場経営支援課 山下・新岡

電話 611-3114